

婚姻届の記載例と記載上の注意点

～二人ともに初めての婚姻で、夫の氏を選択して婚姻する場合～

夫になる人、妻になる人の届出時点の氏名と生年月日をご記入ください。氏名の文字は正しい文字で記入し、ふりがなもご記入ください。

届出日時点の住所と世帯主をご記入ください。

届出日時点の本籍と筆頭者氏名をご記入ください。

婚姻届により夫婦の戸籍ができますが、**氏は夫の氏又は妻の氏のどちらかを必ず選択してください。新本籍の欄は夫婦の戸籍の本籍の設定欄です。注意点を必ずご参照ください。**

婚 姻 届

受理 平成 年 月 日 発送 平成 年 月 日

平成 29 年 4 月 1 日届出

宮崎県 都城市長 あて

届出する日付をご記入ください。届出日が法律上の婚姻日となります。未来や過去の日付での受付はできません。

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	この氏	おつお名	みやこのじょう氏	はなこ名
生年月日	昭和 平成 元年 9 月 15 日		昭和 平成 62 年 7 月 16 日	
(2) 住所	宮崎県 都城市 姫城町 6 街区 21 号		宮崎県 都城市 都島町 1205 番地	
(3) 本籍	宮崎県 都城市 姫城町 3170		鹿児島県 曾於市 財部町 南俣 9035	
	甲野 三郎		都城 良夫	
父母の氏名 父母との続き柄 （他の養父母はその世帯の欄に書いてください）	父	甲野 三郎	父	都城 良夫
	母	甲野 文子	母	都城 裕美
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍（左の□の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください）			
	夫の氏	宮崎県 都城市 姫城町 3170		番地 番
(5) 同居を始めたとき	昭和 平成 29 年 1 月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）			
(6) 初婚・再婚の別	初婚 再婚		初婚 再婚	
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と夫婦の職業	夫	妻	夫	妻
	夫	妻	夫	妻
(8) 夫婦の職業	夫の職業		妻の職業	

届出人の欄は夫になる人、妻になる人それぞれの婚姻前の氏にて自筆署名と押印をお願いします。使用する印鑑は朱肉を使用する印鑑でゴムなどの材質の印鑑は使用できません。

届出人 夫 甲野 乙男 妻 都城 花子

署名押印

事件簿番号

住定年月日

夫 年 月 日

妻 年 月 日

連絡先 電話 (0986) ●● - ○○○○ 番

自宅・勤務先・携帯 方

平日午前8時30分から午後5時15分までに連絡の取れる電話番号をご記入ください。

本籍地ではない市区町村役場に婚姻届出を提出する場合には、現在の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本の添付が必要です。婚姻届出を行う前にご準備の上、婚姻届書に添付をお願いします。また、婚姻届によって住所の変更はできません。別途住所異動手続きをお願いします。

記入は黒のボールペンまたはインクペンを使用し丁寧に記入ください。また、消すことのできるペンや鉛筆などの筆記具は使用しないでください。

土日や祝日、業務時間外に届出する場合は警備員室での受付になります。翌開庁日以降に戸籍担当が記載内容を確認し、不備がなければ届出された日にさかのぼって受理となります。記入漏れや記載誤りなど書類に不備がある場合や受理できない状態の場合には、後日来庁いただくことがあります。なお、業務時間は平日午前8時30分から午後5時15分です（年末年始除く）。

証人	甲野 三郎	都城 元気
署名	(甲野)	(都城)
生年月日	昭和 平成 32 年 3 月 15 日	昭和 平成 2 年 2 月 14 日
住所	宮崎県 都城市 姫城町 6 街区 21 号	宮崎県 都城市 都島町 1205 番地
本籍	宮崎県 都城市 姫城町 3170	鹿児島県 曾於市 財部町 南俣 9035

婚姻届出には成人者二人（親族などでも可）の証人が必要です。それぞれ証人本人の自筆署名と押印、生年月日、住所、本籍を証人本人がご記入します。証人が夫婦の場合でも氏や住所、本籍は省略せず記入し、同じ氏でも違う印鑑を使用してください。なお、この証人欄が未記入や疑義がある場合には受理できません。あらかじめご注意ください。

それぞれの父母の氏名と続き柄をご記入ください。

同居を始めたときまたは結婚式を行ったときをご記入ください。なお、まだ同居も結婚式も行っていない場合は空欄をお願いします。

初めての婚姻の場合には「初婚」に、再婚の場合には「死別」か「離別」にチェックを入れて、死別日もしくは離別日をご記入ください。

同居を始める前の夫になる人、妻になる人の住民票世帯上の所得の一番高い方の職業をそれぞれチェックしてください。また、夫の職業、妻の職業欄は国勢調査の年にのみ記入が必要です。

- ※注意点
- ◆初めて婚姻される方で20歳未満の方はその方の父母の同意が必要です。別途婚姻同意書を添付していただく必要があります。婚姻同意書の用紙は市区町村役場にごさいます。
 - ◆新本籍は、届出する時点で存在する日本国内の土地の地番号に設定することができます。なお、住居表示を実施している地番号（〇〇街区〇〇号や〇〇番〇〇号など）に設定を希望される場合にはその街区符号に設定することとなります（例：都城市姫城町6街区21号の場合には都城市姫城町6番となります）。なお、アパート名などの住所の方書きは本籍には含まれません。新本籍を設定できるかどうかについては、あらかじめその市区町村役場にお問い合わせください。
 - ◆氏を選択で選択された氏の方、例えば夫の氏を選択した場合には、夫婦の新しい戸籍の筆頭者は夫になります。
 - ◆婚姻後の夫婦の戸籍の証明（戸籍とう本など）は新本籍を設定された市区町村役場のみでの発行となります。
 - ◆例えば、夫が再婚で夫が筆頭となる戸籍がある場合で、氏を選択を夫の氏を選択した場合には新本籍欄は空欄をお願いします。また、夫または妻に子どもがいらっしゃる時には、別途養子縁組などの届け出が必要です。詳しくは市区町村役場の戸籍担当へご相談ください。
 - ◆婚姻届出後、記載内容などの審査を行いますので、すぐに婚姻が反映した戸籍や住民票の証明は発行できません。